

「せんだい旅日和」地域OTA利用促進キャンペーン

割引相当分支払いの手引き

1 概要

この手引きは、「せんだい旅日和」地域OTA利用促進キャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）において、登録事業者が行う宿泊代金の割引に要する経費に対し、その相当分を支払うために必要な事項を定める。

2 定義

この手引きにおいて、以下の用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 割引相当分

登録事業者がキャンペーンを利用して宿泊客を宿泊させた場合の宿泊代金に、この手引き 8 の規定を適用して算出される補助金の額をいう。

(2) 申請者

この手引き 9 の規定によりキャンペーンへの参加を申請する者をいう。

(3) 登録事業者

この手引き 10 の規定によりキャンペーンへの参加登録を受けた者をいう。

(4) 事務局

（公財）仙台観光国際協会よりキャンペーンに関する業務を受託した者をいう。

3 対象者

(1) この手引きの規定により割引相当分の支払いを受けることができる者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、市内において同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であって市内において同条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

① 暴力団等との関係を有していないこと

② 申請者が個人の場合は、仙台市税を滞納していないこと（個人事業主として割引相当分の支払いを受けようとする場合は、個人の仙台市税及び事業主として納付すべき仙台市税を滞納していないこと）

③ 申請者が個人以外の場合は、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行っていること及び仙台市税を滞納していないこと

(2) 割引相当分の支払いを受けようとする者に、納期限を過ぎても納付されない市税がある場合、近い将来において確実に未納額を納付する計画書の提出が確認できたときは、

当該者は上記(1)②又は③の要件を満たすものとみなす。

4 市税の滞納がないことの確認等

- (1) この手引き 3 (1)②又は③に規定する要件の確認にあたっては、申請者が事務局に対し、市税の滞納がないことについての証明書又は市税納付計画書（いずれの書類も申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出し、事務局がこれを確認する。
- (2) 仙台市納税担当課が発行した、徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出により、市税の徴収の猶予が認められていることが確認できた場合は、市税を滞納していないこととして取扱う。

5 市税の取扱い

- (1) この手引き 3 (1)②に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とし、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）及び事業所税とする。
- (2) この手引き 3 (1)③に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

6 対象事業

割引相当分支払いの対象となる事業は、登録事業者が、キャンペーンを利用して宿泊しようとする人を、市内に所在する当該登録事業者の宿泊施設に宿泊させる事業とする。ただし、当該宿泊施設が、仙台市が有する施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又はこれに類する営業に係る施設において宿泊させる場合は、対象としない。

7 対象経費

割引相当分支払いの対象となる経費は、登録事業者がこの手引き 6 に規定する事業として行う、宿泊客を市内に所在する当該登録事業者の宿泊施設に宿泊させる行為に係る宿泊代金の割引に要する経費とする。

8 支払額の算出方法等

- (1) 割引相当分支払いの額は、宿泊客1名の1泊当たり宿泊代金の30%とし（ただし、割引額が宿泊客1名の1泊当たり3,000円を超える場合は、3,000円を上限とする）、登録事業者ごとの予算総額は、登録事業者の数や各登録事業者が有する宿泊施設の定員等を総合的に勘案し、事務局が（公財）仙台観光国際協会と協議のうえ、別途定める。

- なお、登録事業者からの申請を受け、事務局が必要と認める場合は、宿泊客1名の1泊当たり3,000円未満の額を、上限額として定めることができるものとする。
- (2) 同一の宿泊客が連続して宿泊する場合、当該連続する宿泊に係る割引相当分支払いの額は、1泊分の相当額を超えることができず、1名当たり4泊を超えて支払額の対象とすることはできない。
- (3) 宿泊客1名の1泊当たり宿泊代金が3,000円未満の場合は、対象外とする。

9 参加の申請

キャンペーンへの参加を申請する者は、別途事務局が定める方法により申請を行う。

10 参加登録の決定等

事務局は、この手引き9に規定する申請が到達してからすみやかに、当該申請に係る審査を行ったうえで参加登録の可否を決定し、申請者へ結果を通知しなければならない。

11 参加登録の条件等

- (1) この手引き10に規定する参加登録の決定等にあたっては、以下の条件を付すものとする。
- ① 対象事業に要する経費の配分又は対象事業の内容の変更をするときは、事務局に申請し、その承認を受けること。事務局は、申請が軽微な変更（※）と判断できる場合に申請を不要とすることができる。
- ※軽微な変更とは、当初の事業目的を変更しない範囲での内容の変更であって、割引相当分の支払額に変更を生じないものとする。
- ② 対象事業を中止、または廃止するときは、事務局に申請し、承認を受けること。
- ③ 対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく事務局に報告すること。
- (2) その他必要な条件は、別途事務局が定めることとし、事務局は、（公財）仙台観光国際協会と協議のうえ、参加登録の決定の取消し又は変更をすることができる。

12 申請の取下げ

登録事業者は、参加登録の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げを行うことができる。これに必要な手続きは、別途事務局が定める。

13 状況報告

事務局は、登録事業者に対し、対象事業に関し報告を求めることができる。登録事業者は、本規定により事務局から報告を求められた場合は、誠実かつすみやかに報告しなければならない。

1 4 支払対象事業の遂行の指示等

- (1) 事務局は、この手引き 1 3 の規定による報告を受けた場合であって、対象事業が参加登録の決定の内容又はこれに付された条件に従って遂行されていないと認められるときは、当該登録事業者に対して、参加登録の決定の内容又はこれに付された条件に従って事業を遂行すべきことを指示することができる。
- (2) 事務局は、登録事業者が(1)の規定による指示に従わず、参加登録の決定の内容又はこれに付された条件に従っていない状況が継続すると認める場合は、(公財) 仙台観光国際協会と協議のうえ、当該登録事業者に対し、対象事業の遂行の一時停止を指示することができる。

1 5 実績報告

- (1) 登録事業者は、対象事業を完了、中止、又は廃止したときは、対象事業の実績を事務局へすみやかに報告しなければならない。
- (2) (1)の規定による報告に必要な手続きは別途事務局が定めるが、事務局は、キャンペーンに係る宿泊者の宿泊が確認できるものを必ず確認しなければならない。

1 6 割引相当分の支払額の確定等

- (1) 事務局は、この手引き 1 5 の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る審査等を行った上で、対象事業の成果が参加登録の決定の内容又はこれに付された条件に適合すると認めるときは、割引相当分及び支払額を確定する。
- (2) 事務局は、(1)の規定により確定した額について、登録事業者へ通知しなければならない。

1 7 割引相当分の請求及び支払い

- (1) キャンペーン終了後に一括で請求する場合
 - ①登録事業者は、この手引き 1 6 (2)に規定による通知を受けた場合、別途事務局が定める方法により、事務局へ割引相当分の支払いを請求することができる。
 - ②事務局は、(1)①の規定による請求を受けた場合、登録事業者へ割引相当分の支払いを行わなければならない。
- (2) キャンペーン期間中に分割して請求する場合
 - ①登録事業者は、別途事務局が定める方法により、各月のキャンペーンを活用した事業の実績を基に事務局へ請求し、各月で割引相当分の支払いを請求することができる。
 - ②事務局は、(2)①の規定による請求を受けた場合、キャンペーンに係る宿泊者の宿泊が確認できるものについて必ず確認を行い、支払いを適当と認める場合にのみ、各月で割引相当分の支払いを行わなければならない。

18 是正のための措置

事務局は、この手引き15の規定による報告を受けた場合、対象事業の成果が参加登録の決定の内容又はこれに付された条件に適合しないと認めるときは、（公財）仙台観光国際協会と協議のうえ、これに適合させるための措置をとるべきことを当該登録事業者に指示することができる。

19 決定の取消し

- (1) （公財）仙台観光国際協会がキャンペーンの実施又は継続が困難であると判断した場合において、事務局は、（公財）仙台観光国際協会と協議のうえ、参加登録の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 事務局は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、（公財）仙台観光国際協会と協議のうえ、参加登録の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ① 虚偽その他不正の手段により参加登録の決定を受けたとき
 - ② 割引相当分支払いを他の用途に使用したとき
 - ③ 参加登録の決定の内容又はこれに付した条件その他この手引きに基づき事務局が行った指示に違反したとき
- (3) 事務局は、(2)の規定による取消しを決定したときは、理由を付して登録事業者へ通知しなければならない。

20 割引相当分支払いの額の返還

- (1) 事務局は、割引相当分支払いの額を確定した場合であって、既にその額を超える割引相当分の支払いが行われているときは、期限を定めて、その超える額の返還を登録事業者に対し請求できる。
- (2) 事務局は、この手引き19の規定により参加登録の決定を取り消した場合において、既に割引相当分の支払いが行われているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求できる。
- (3) (1)及び(2)の規定による返還の請求にあたっては、事務局は（公財）仙台観光国際協会と協議のうえ行わなければならない。

21 書類の整備等

登録事業者は、支払対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、割引相当分の支払いを受けた年度の翌年度から5年間、状態を保ったまま保存しておかなければならず、（公財）仙台観光国際協会又は事務局から書類の提出を求められた場合、遅滞なく提出しなければならない。

22 その他

この手引きの施行に関し必要な事項又はこの手引きに定めのない事項については、事務局が（公財）仙台観光国際協会と協議のうえ、別途定める。